

裁判員経験者意見交換会議事録

(冒頭あいさつ)

司会者：それでは、これから大阪地方裁判所堺支部で行われました裁判員裁判で、裁判員を務められた方々との意見交換会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、第1刑事部裁判官の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、裁判員経験者の皆様には、意見交換会に御参加いただきましてまことにありがとうございます。また、大阪地検堺支部及び大阪弁護士会の方々にも、御協力をいただきました。この機会に厚くお礼を申し上げます。

裁判員制度が始まりまして5年余りが経過し、堺支部におきましても、これまで多くの裁判員裁判事件の審理が行われ、昨年までの実績でみましても既に1,000名を超える多くの方々に裁判員、補充裁判員をお務めいただきました。これらの多くの方々や各事件を担当された検察官、弁護人の御協力のもとで、適正・迅速に裁判を進めることができたと思っております。裁判員制度はおおむね順調に推移していますが、実際の裁判員裁判を経験している中で、まだまだ改善や工夫をすべきところも少なくはないものと感じております。

そこで裁判員を経験された皆様方から、改めまして率直な御意見、御感想を伺い、その結果を今後の裁判員裁判の運用に活かし、更に分かりやすい裁判を行うための参考にさせていただきたく、このような意見交換会を企画させていただいた次第でございます。

さて、ここで本日の参加者の皆様を御紹介いたします。本日参加していただいておりますのは、昨年7月から本年5月までの間に行われました事件で裁判員をお務めいただいた皆様でございます。そして、大阪地検堺支部からは原潤一郎検事、大阪弁護士会からは亀石倫子弁護士、裁判所からは第1刑事部合議A係の長瀬判事にも御参加いただいております。

さて、次に、本日の意見交換会の進め方について簡単に御説明いたします。

まず初めに、裁判員を務めてみての全体的な感想をそれぞれ述べていただいたうえ、公判審理の場面及び評議の場面を取り上げ、皆様方の御意見をうかがいたいと考えております。第一は、証拠調べなど公判廷における審理の分かりやすさを中心に30分程度、第二は、評議について30分程度をそれぞれ予定しています。限られた時間内ではございますが、評議のときのように積極的に御発言くださいますようお願いいたします。また、皆さん方が事件を担当されてから大分日にちが経っておりますので、その当時のことを振り返る中で確認したいことなどがございましたら遠慮なくお申出ください。なお、念のため、本日の話題事項の第2は評議についてでございますが、もとより、評議の秘密等には十分に御留意していただいた上で、御発言をお願いいたします。

まず、裁判員経験者の方々から、担当された事件を思い出していただいて、御感想をお一人ずつ述べていただきたいと思います。なお、担当事件の審理内容等の概略につきましては適宜補充させていただきます。

(全般的な感想)

司会者：それでは、1番の方からですが、この事件は昨年9月頃の事件でございますけれども、その当時のことを思い出していただいて、全体的な御感想をお伺いいたします。

裁判員経験者1：裁判員裁判ということで、通知が来たときに、まさか当たるとは思いませんでした。家族ともそんなの大丈夫かなというような、話をしていましたけれども、私自身裁判員制度に関心を持っておりましたので、ちょっと行ってくるということで参加させていただきました。

建物自体は知っておりましたが、70歳近くになっても、裁判所の中に入ったこともありませんでしたし、ぜひこの機会にいろいろなことを学ばせてもらいたいということで、積極的に参加させていただきました。

最初は緊張しておりましたですけれども、裁判長等は、私たち裁判員がかた苦しくならないような雰囲気づくりをしていただきました。1日目は多少緊張しておりましたけれども、雰囲気づくりのおかげで、すごく穏やかな中で評議

に参加できました。

最初、被告人に会ったときは大変ショックを受けました。ほかの裁判員の方々も言っていましたけれども、高齢で聴覚障害を持っておられたということで、同情が先に私自身ありまして、この方が何でだろうというような気持ちになりました。それから、審理の過程で、法を守らなければいけないということは非常に厳しいということを学んでいきました。若い人もおれば同年代の人、それから女性の裁判員もおられて気楽にお話できたことを喜んでおります。

司会者：それでは、2番の方は、一番古い、昨年7月の事件を担当していただきました。もう1年以上たっておりますが、そのころのことを思い出していただいて、まずは全体的な御感想をお願いいたします。

裁判員経験者2：私は20代で、自分自身当たらないだろうと自信はあったんですけども、昨年7月に裁判員裁判の抽選という形で呼び出しを受けまして、当たってしまって、仕事の都合もあって、どうしたらいいのかというのが分からない状態だったんです。先ほど1番の方も言われたように、裁判所というのは私も今まで20年間縁のないところだったんですけども、テレビで見ているような形だったとか思いながら裁判のほうをさせてもらったんです。私が担当したのは、身内がらみの事件のことだったんですけども、自分も人間、相手も人間というところで、自分に置きかえるとやっぱり自分自身もそうなるんかなとかいろんなことを思いました。裁判の中でも、自分自身もいい経験ができました。

裁判員の中で、私が一番若かったのですが、自分の父親、おじいちゃん世代の方もおられまして、いろんな観点から先輩方の意見を聞けて、なるほどなと思うところもあれば、自分自身はそうじゃないんじゃないかなと思うところもあったんです。裁判員裁判を経験して、自分自身も、事件に対して、ニュースで報道されていて、何でこんなことをしたのだろうかという逆にその原因を考えるようになったというところが自分自身が変わったのではないかと思います。

裁判の流れからしても、親身になって皆さん話をしていて、初めのほうは、ぎくしゃくと緊張もあったんですけれども、裁判が2日目、3日目になると、みんな真剣になって、意見を交換し合って、刑を決めるときにも裁判長を含め、素人相手に難しかったと思うんですけれども、すごい考えやすく、話を進めることができたかなと思いますので、この裁判員裁判というのは自分にとっていい経験だったなというのは改めて思います。

司会者：3番の方は、比較的最近の事件を担当していただきましたけれども、まずは全体的な感想をよろしくお願ひいたします。

裁判員経験者3：私は、裁判に参加して、言い方が、いいのか悪いのか分からないんですけれども、すごく自分自身にとってはよい経験をさせていただいたなというふうに思っています。

初めは、選ばれたことにびっくりしていたんですけれども、いざ実際の事件の内容に触れたり、皆さんで集まったときもどんどん真実味が増してくるというか、どんどん逆に引き込まれていくような感じで、日々ほかの裁判員の方々とコミュニケーションをとりながら、全員がすごく真剣に考えて、休み時間もいろいろ情報交換や話をしながら取り組んでいたというのがすごく印象的でした。いろいろ考えていく中でも1番の方もおっしゃっていましたが、すごく雰囲気づくりもしていただいて、いろいろ解説していただいて、勉強になった部分もたくさんあってよかったなと思っています。

被告人の話や、御家族等の生の声を聞くことで心が突き動かされる瞬間や、ショックな瞬間とかも多々あり、すごく感情が揺さぶられた数日間だったなというふうに思います。

2番の方もおっしゃっていましたが、私も、刑事事件をニュースで見たときに、今までだったらニュースで報道されていることから判決の結果を聞いて、何というか単純に、そんな短い期間で出てくるんだとか、何でもっと重い刑じゃないんだろうとか考えていましたが、それが出るにあたってはたくさんの理由とか、もっと細かい報道されない部分があって、そういういろんなドラマと

か理由があってそうなっているというのが、参加したことで分かったので、いろいろ思いをめぐらせたり、何か理由があって、そうなっていると感じて、刑事事件にはちょっと敏感になったというか、よく見るようになりました。

司会者：4番の方ですが、昨年12月の事件を担当しました。大体もう約1年ぐらいたっておられますが、その当時のことを思い出していただいて、まずは全体的な御感想をお願いいたします。

裁判員経験者4：私も実際に、裁判員に当たりまして、ちょうどジャンボ宝くじが売り出しの頃だったので、帰りにジャンボ宝くじを買って帰ろうと思うぐらいの感じだったんですけども、初めてこういう経験をさせていただいて、また被告人が、自分の子供と同じ年ということもあって、ちょっと考えさせられる部分がありました。生まれたときの環境から、成人して仕事につくまでの、やはりその環境もすごい大事だと思って、その点は気の毒に思いました。親から愛されない部分があったということは、その人にとっては一番大事なことが欠けているとかいう、そんなふうな感じ方がありました。その後、裁判の内容がいろいろ進むにつれて、裁判長のお話とか、他の裁判官の方とかもだんだんお話が煮詰まってくるというか、その人の将来も含めてどういうふうな判決がいいのかとか、そんなふうなことも考慮されているというふうにして感じて、その点はちょっと感動しました。まだ、その方も40代ですので、これから再出発できると思うので、またよい方向になっていってほしいなと思いました。

司会者：一応、今日の予定としてテーマ設定をしておりますので、それについて順次進めていきたいと思えます。

(裁判員裁判における審理のあり方)

司会者：まず、第1部としまして、裁判員裁判における審理のあり方ということで伺っていきたく思います。

裁判員裁判における審理のあり方という、広いテーマを設定させていただきましたが、要するに公判審理全般の理解度というか、とりわけ証拠調べの分かりやすさについてどうだったのかということの御意見を伺いたいと考えて、こ

のようなテーマ設定をさせていただきました。

事件を担当された際、証拠となった供述調書等の書類や証人尋問、被告人質問の内容を理解するのに苦労されたところがあったのではないかと思います。

そこで、経験された事件の審理を振り返っていただいて、分かりやすい証拠調べであったかどうか、または分かりにくかったか、あるいは分かりやすかったとすれば、それはどのような点であったかなどにつきまして、率直な御意見を伺いたいと思います。

次に、冒頭陳述というのがありましたけれども、その冒頭陳述が証拠調べの分かりやすさにつながっていたと感じられたのかどうか。それから、証拠調べを終えて、その証拠調べの結果を踏まえての当事者の意見である、論告・弁論の理解というものはいかがであったのかも併せて、御意見を述べていただければと思います。

また、証拠調べの中身としましては、書証の取調べ、それから証人尋問、被告人質問、大体そんな形になっていたと思います。まず書証の取調べにつきまして、主として、朗読になりますけれども、図面や写真があれば、これをモニターに映すというようなことを併用して取調べが行われたと思います。このような方法は、ふだんの生活からなじみがないと思われそうですが、すぐにその内容というものを理解できましたでしょうか。理解が難しかったとすれば、どのような点が難しかったのか、これにつきまして、まず大きなところでの感想でも結構なんですけれども、まず書証の取調べ等につきまして、どんな感想をお持ちになったか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：被告人が聴覚障害ということで、裁判長もいろいろ工夫されて質問されておられました。審理の中では、私たちには、聞き慣れない裁判用語もありましたが、それらを分かりやすく表示したり、詳しく教えていただいたりして、学んだこともたくさんありました。

聴覚障害ということで、審理はすごく難しいなと思ったのですけれども、裁判長がきちっと丁寧にお話しされて被告人もそれなりの答えを述べていたと思

います。

司会者：まず前提として、証拠書類を取り調べていたと思いますけれども、こんな言い方は変なんですけれども、集中力を保てたものなのかどうか、証拠書類の取調べとかも1時間ぐらいで必ず休憩を挟むような形をとっていたと思うんですけれども、どうでしょうか、その供述調書とかをずっと聞いていて、きちんと受けとめることができたかどうかというところはどうでしょうか。

裁判員経験者1：私自身は、分かりやすい事件の内容だったと思っています。判決に向けての評議の際も、裁判員の中でも、いろいろ論議が出ていました。

司会者：2番の方の事件は、ちょっと専門的な医療関係の証拠書類もあったように思いますけれども、そこら辺の理解とかということについても含めて、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：冒頭で述べられた弁護人の主張、検察官の主張というのが、とても分かりやすかったです。私が担当した裁判というのは、写真で、モニターを使って、これが使用した殺人に使った凶器というか、証拠ですよと、これが致命的にあたった跡ですよという形で、一つ一つ丁寧にモニターと口頭と書類で、また実物も裁判の中で順番に回していただきまして、その辺もとても分かりやすかったというのが正直なところです。

私が担当したのが、発達障害を持った事例でありまして、医療関係に携わった担当医の方も来ていただきまして、こういう発達障害というのはこうですよと、こういう障害があつて突発的にこういった症状が出ることが多いものですよと。裁判の中でも、そういった今社会的問題にもなっていますその障害を持たれている方のこととかも、きちんと専門医の方を招いて説明をしていただきましたので、私たちもメモをとって、評議をさせてもらうときに、裁判長を含め、こうなんです、ああなんですという意見交換をきちんとできたというのは本当に我々素人からしても話し合いがしやすく、供述も、分かりやすかつたし、証拠品もそろえていただいたので、分かりやすくスムーズだったと思います。

司会者：全般的な証拠調べのことでも結構ですが、3番の方の担当された事件は共犯事件で、共謀の有無などいろいろな争点もありましたけれども、関係者の供述調書がかなり出ていたというふうに思うんですが、その証拠書類の分量とか、その分かりやすさというところについても触れていただきながら、お話しただければと思います。

裁判員経験者3：検察官の方から提出された冒頭陳述が、口頭での説明・メモとフローチャートを使って非常に分かりやすくなっていました。

司会者：これからどういう証拠調べをしていくということがかなり視覚的にも結構整理されて分かりやすかったということでしょうか。

裁判員経験者3：分かりやすかったです。

司会者：供述調書の朗読がかなりあったように思うんですけども、それはどうでしたか。

裁判員経験者3：特に、長いなどは思いつつも真剣に聞いていると結構時間がすぐにたったので、確かによく聞いていろいろメモをとっているとすごく疲れたなど思うことはありました。

司会者：今お話しいただいたところですけども、いろんな関係者の供述調書の朗読を聞く上で、やはり冒頭陳述でその供述者の立場というか、そういうものがきちっと示されているから、聞いていても単に平板じゃなくて、こういう立場の人がこういう供述をしていると、そんな感じで受け止めることができたということでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。この人がそういうふうにしたのかと、もう一人の人とかほかの人の発言で点と点がつながったり、あれ、ここは違うなということにふと気づいたりということを感じました。全体の雰囲気は冒頭陳述からつかめたなということでした。

司会者：その供述調書の朗読の仕方みたいなものについては、何か感じられることはありましたか。ずっと入ってきましたか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：4番の方は、強盗致傷の事件でしたが、書証の取調べの時間がそれほど多くはなかったようですが、この書証の取調べについてお感じになったことは何かございますか。証拠書類の取調べの中でちょっと分かりにくかったとか、あるいはそうでもなかったとか、いかがですか。

裁判員経験者4：そういうのは感じませんでした。場所も私と同じその市内に住んでいるところで知っているのです、すごい現実味というか、あそこでというような感じでした。

長瀬裁判官：堺支部の第1刑事部の裁判官の長瀬と申します。森裁判官とは別の合議体の裁判長をやっております、裁判員裁判も経験しております。

今の証拠書類の取調べのところなんですけれども、大体皆さん分かりやすかったというようなお話を伺っております、訴訟当事者、特に検察官が分かりやすい証拠づくりを目指しているのかなとは思いますが、時間の関係で審理予定表などを拝見いたしますとかなり長い時間をとっておるように見受けられ、正直もうちょっと短くならないかなというような感想をお持ちにはならなかったのでしょうか。

裁判員経験者1：時間的にはさほど思いませんでした。スムーズに審理できましたので、長く感じませんでした。

司会者：2番の方の事件もかなり書証の取調べの時間がありましたよね。

裁判員経験者2：私は長いとか、短いなどというのは正直思わなかったというのがあります。というのは、端から端までその証拠品を順番に回していっている中で、モニター等を使って説明があったので、説明の後に証拠品が回ってくるといことが審理中あったんですけれども、そういった目で手に持って見れるというのも適度な時間帯だったかなと思います。

長瀬裁判官：今のは証拠物の話ですね。私が聞いているのは、検察官が読み上げる、朗読する部分があると思うんですけれども、その点の感想はいかがでしたか。ほかの人の供述調書というか、ほかの人がしゃべったことを内容とした証拠書類があったと思うんですけれども、検察官が朗読する場面、そこですね。

裁判員経験者 2：朗読する場面は特に長いとか、短いなどというのは思わなかったです。

裁判員経験者 3：しっかり隅から隅まで話されるなという印象で、その時間が長いとか短いとかというのは、特に感じず、これぐらいするんだなと受け入れた感じ、これだけ詳しくするんだなと思って、長いなどは思わなかったです。

司会者：4番の方は、書証の分量自体もそんなに多くはなかったように思いますけれども、どうでしょうか。

裁判員経験者 4：余りそういうことは感じなかったんですけども、時々難しい言葉が出てきて、こういう資料が手元があれば目で見ながら頭に入るんですけども、聞いているだけでは、今のはどういうものかなとか思いながら、ずっと抜けていくというのはあると思います。ですので、こういうちょっとした目で見える資料というのは、ありがたいと思いました。

司会者：多分検察官の書証の取調べをするときには、画面でどういう項目を今やっているかということを表示するかと思いますけれども、中身の言葉自体がちょっと難しく、ずっと入ってこないということもあったということですか。

裁判員経験者 4：ありましたね。

司会者：大体主に検察官の証拠資料の取調べということから始まるわけですが、原検事は何か御質問ございますか。

原検察官：そうですね、今出てきた話と共通するんですけども、今回、私、3番の方以外の事件を、担当させていただいたんですが、被害者の供述調書を朗読して、主に分かりやすかったという話があったんですが、聞いていて、調書を読むんじゃなくて、御本人が出てきて、直接聞いてみたいなと思われたのか、それとも一応この書類を読んでもらうので、ずっと入ってきたのでこれで足りたと思うのか、この点はいかがでしたでしょうか。特に、1番の方は、被害者は出てこられたんですけども、被害者の奥さんの供述調書だけ朗読されたと思います。それから4番の方の事件は、被害者の供述調書だけで御本人は来られていない。これはいかがだったかなと。

裁判員経験者 1：分かりやすかったです。述べられたことがずっと入ってきたという感じでした。

司会者：4番の方はどうですか。被害者の方に直接聞きたいと思ったりしませんでしたか。

裁判員経験者 4：何で来られなかったのかなと、ちょっと思ったんですけども。だけど、その人も減軽というか、罪を軽くというようなことを願っているということをおっしゃっていたので、もうかえって出てこないほうが話がすつといくのかなという感じはありました。

司会者：事件の内容によると思うんですけども、被害者の方の調書の朗読を聞いていて、やっぱり何か疑問に思ったりなんかするという事はなかったですか。原検事は、そういうところがもしあるとしたら、やっぱりその人に直接聞いてみたかったというようなことがなかったかどうかというところを、お聞きになりたいのだと思いますが。

原検察官：1番の事件は、被害者の方の調書も出ましたけれども、被害者の方も直接来ていただいたということで、それはそれで分かりやすかったと思いますが。

司会者：そうですね。使用された凶器について争いがあって、その状況について、旦那さんには法廷に来ていただいて、奥さんの方は調書でということでしたが、そういうところで何か分かりにくいということはなかったということでしょうか。

裁判員経験者 1：特にはなかったですね。御主人が見えて、気持ちをお話しされましたけれども、私もそれはじーんとききました。

司会者：弁護人の方から、書証の調べについて何か経験者の方に聞いてみたいことはありますか。弁号証の取調べとかで何か分かりやすさを求めて工夫されているというようなことはありませんか。

亀石弁護士：弁護人の書証を取り調べる時にパワーポイントでモニター画面に映し出す方法でやるときと朗読だけのときと、それと書画カメラというので書

面を映すという幾つかのやり方があると思うんですけども、余り弁護人の書証の取調べで分かりやすいという印象はありませんか。

司会者：書画カメラに、例えば示談書とかを映し出して説明をするという形が多いですよ。ただ、弁号証の件数が多くなっているときに、何か手元に一覧表みたいなものがないと、全体として分かりにくいのかなという感じも受けたことがあるんですけども。2番の方のされた事件というのは、割と弁号証が結構な量出ているように思うんですけども、整理されて説明されたので分かりやすかったと思うのか、ちょっと分量的に多くてというようなことがあったのか、思い出していただいて、いかがですか。

原検察官：2番の方の事件ですと、弁号証として、被告人のこの事件の嘆願書であるとか、それから被害者の方の運転技術に関する書類とか、あと障害に関する事とか、その辺があったかと思います。

司会者：かなり分量的にはあったように思うんですけども、それをちゃんと整理されて頭に入ってきたかどうかですが。

裁判員経験者2：口頭でも説明もしていただいていたので、その辺では別に、私たちが資料としてはメモ書きもさせてもらっていたので、その辺で事前にプリントもしていただいていたので、その辺では書き込みとかできたので、特に不自由はしなかったですね。

司会者：やっぱり弁号証でもある程度の分量があったときに、一覧表とかを作っていたりということもあるんですけども、やっぱりそういうものを利用して書き込みをしながら聞いていると理解しやすいということでしょうか。

裁判員経験者2：そうですね。ある程度こういった用紙で見せてもらって、メモ用紙等があって、こうですという説明書きができたというのが正直あったので、その辺はすごくやりやすいなというのはあったんですけどもね。だから、ちょっとやりにくいなという部分は、そういったストレスとかは全然感じなかったというのはありますね。

司会者：これまでも人証の話も出てきましたけれども、証人尋問とか被告人質

問、証人がなかった事件もありますけれども、情状関係の証人、あるいは罪体関係の証人、それと被告人質問ということですが、そういういわゆる人証・被告人質問で何か分かりにくかったとかというような点、あるいは何か工夫があって分かりやすかったとかいうようなところはございますか。

裁判員経験者 1：被告人が聴覚障害者ということで大変だったと思います。一つ一つ押さえながら、裁判長、検察官の方も弁護士の方もゆっくり被告人の状況を配慮して聞かれておられたと思います。だからゆっくりお話しされていまして、私たちも飲み込みやすかったと思っております。

司会者：2番の方は、情状関係といってもお医者さんとかもいましたですよね。尋問とか聞いておられてどうでしたか。大分前のことなので、なかなか思い出せないですか。

裁判員経験者 2：そうですね、もう1年半ぐらいたっているのですが、被告人が、こういった状況ですというのがあり、障害を持っているというのでこういった症状があるという説明もあったので、特にその辺も分かりやすかったです。

司会者：これは被告人2名で御夫婦だったんですよね。被告人質問を聞いていて、どう思われましたか。被告人質問は分かりやすくてできましたでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね、その辺はすごい分かりやすかったなというところで、2名おられたんですけども、一人、一人という形で時間を区切っていただきまして、それでお互いに、御夫婦だったのでお父さんがいて、奥さんがいてという話で、奥さんは奥さんだけでまずしていただきまして、御主人さんは御主人さんだけでしていただいていたので、その辺でいえばすごい集中的に、意見が聞けたというところがすごい分かりやすかったし、やりやすかったかなというのはありますね。

司会者：3番の方の事件も、情状証人と、あとは被告人質問に割と時間をかけたように思うんですが、その中の人証調べでお気づきの点とか何かありましたらお願いします。

裁判員経験者 3：そうですね。被告人質問が長かったですね。この弁護人がされる質問と被告人の答えがかみ合わなかったり、被告人がちょっと答えられないという場面が多くて、ちょっとこっちも、向こうもみんなこんがらがってきていてちょっとという瞬間があつて、そのたびに裁判長が止めてくださり、もとに戻してくださりというのをやっていたので、余り結果として、何か得られたものというのは少なかったような気がしています。

司会者：4番の方は、この事件では被告人質問が中心みたいな事件だったんですけども、被告人質問を聞いておられて、何かこういう点で工夫があったらいいなとかありましたでしょうか。

裁判員経験者 4：今ちょっと思い出しましたら、この事件を引き起こしたのは自分が精神疾患になって、その精神疾患の精神状態からこういう事件が起きたんでしょうかという、そんなふうな質問を裁判長がされたら、そうですと断言したんですよね。そのときに、よく今、世の中を騒がしている事件でも精神鑑定とかよく言うでしょう、もし精神に異常があつたら罪が軽減されるとか、そういうようなこともちょっと頭に浮かんだので、そのときにもうちょっと突っ込んで、精神疾患やからこんなことをしたのかというような、そういうときにもうちょっと突っ込んだらどうなっていたかなと今ふとそんなふうな考えが浮かんだんですけども。

司会者：実際のところ、特に責任能力が争われる事件ではないんですけども、何かそういう、どうしてこういうことをやったのかということが話の中で出てきたんでしょうね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：補充尋問とか被告人質問についても、機会があつたと思いますが、これはどうでしょう、十分にできましたでしょうか。

裁判員経験者 1：かみ合わないところも大分ありました。被告が高齢であるし、いろいろなところを配慮しても適切にスムーズにいかない面もあつたかと思うんですけども、ゆっくり先ほども申しましたけれども分かりやすくお話され

たので、それなりのお答えをしてもらったんじゃないかなと思います。

司会者： 補充尋問とか補充質問するとき、その前に当事者の尋問を聞いていて、やっぱりここは聞いておきたいということが出てきて、まとめて直接聞かれるときにいろいろと御苦勞されたんじゃないかなとは思いますが、2番の方はどうでしたか。

裁判員経験者2： そうですね、当事者の証言というか、話を聞いて、ちょっと休憩のところで我々裁判員みんなで裁判長を含め、何か質問のところをまとめましょうという場が多分あったかと思うんですけれども、そのときにやっぱり我々素人として、こういったのが分からない、私は結構積極的に言えたかなと、個人的には満足はしているんですけれども、そういうときに、そう言うんじゃないくて、こういうふうに突っ込んでいきましょうとかいう裁判長からいろいろとアドバイスもあって、それも順調に聞けたので、その辺やっぱりそういう聞き方にもいろいろあるかと思うんですけれども、その辺のアドバイスもしっかりとあったのでよかったと思います。

司会者： 3番の方は、補充尋問とか補充質問とかで、御自分で質問等してみてくださいか。結構大変でしたか。

裁判員経験者3： 緊張はしましたけれども、そういう機会を与えてもらってできたことはよかったなと思います。

司会者： 集中して当事者の尋問を聞いていると、やっぱり御自分なりにこういうところを聞いてみたいということとか案外出てくるんじゃないでしょうか。

裁判員経験者3： そうですね。そのときどう思っていたのかなとか、このことはどう思っているのかなというのがちょっと湧いてきたというのがありました。

司会者： そのときにどう質問していいのかというのが結構あると思うんですけれども。

裁判員経験者3： そうですね。そこが難しいなと思って、こういうことを聞きたいといったときに裁判長からアドバイスをいただけたので、質問することがまとまりました。

司会者：もう少し質問してみたかったとか、そういうことはありましたか。

裁判員経験者 3：それはなかったです。

司会者：4番の方は、被告人質問だけなんですけれども、補充質問の際に何かお考えになったこととかありましたか。

裁判員経験者 4：話が進んでいったら、裁判長がそういうふうな話の質問をされていくというような感じで、進行はよく分かりました。けど特に聞きたいなというようなことは出てこなかったです。

司会者：当事者の方の質問で十分理解できたということですね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：冒頭陳述とその後行われる証拠調べ、この冒頭陳述と証拠調べがきちんとリンクして理解しやすくなっていたのか。それから証拠調べの結果としての論告・弁論で主張がよく分かったか、あるいは分かりにくかったかですが、1番の方からよろしいですか。冒頭陳述とか論告・弁論と証拠調べとの関係で何か感じられたことがありましたら、お話しください。

裁判員経験者 1：被害者に傷害を負わせたわけなんですけれども、それが果物ナイフか包丁かということが審理の中でもありました。やっぱりそのところがはっきり、それを持って侵入したということは間違いないと思うんですが、どちらの方で傷をつけたのかという辺りが一番の問題点で、そういうところが要するに問題になっているということは、冒頭陳述ではっきり分かりました。

司会者：その後、証拠調べをしていく中で、どこをポイントで証拠調べが進んでいるのかということもやっぱり冒頭陳述を頭の中に置いて、審理をされたんですか。

裁判員経験者 1：そうですね。だから、果物ナイフのことを刃物、包丁のようなものということなんですけれども、その辺が裁判員の中でもどっちなのかというあたりが判断が難しいと、私自身もどっちなのかなというのがありましたけれども、幸い5日間ほどの負傷だということで、傷つけたことはもちろんなんです。

司会者：証拠調べをした結果として、最後に論告と弁論とありましたよね。証拠調べを踏まえての分かりやすさとかはどうでしたか。

裁判員経験者 1：それは分かりました。

司会者：2番の方はどうでしょう。冒頭陳述とその後の証拠調べの関係、それから最終的な論告・弁論が審理全体の分かりやすさにどれくらい役立っているのかということですが。

裁判員経験者 2：そうですね。凶器についても一つという形で明確に分かっていましたし、確認もそうですし、冒頭陳述でも一応はしていたので、特に問題はなかったです。

司会者：冒頭陳述をそれぞれ聞いていて、この事件でどこが問題になるのかということが提示されると思うんですが、その分かりやすさというのはどうでしたか。

裁判員経験者 2：そうですね。凶器がストラップのひもという形だったんですけども、その中でどちらが引っ張って持っていたというのがあったんですけども、その辺がちょっと分かりにくかったかなというところですよ。

司会者：その点がこの事件の争点とどうかかわっているかということもあるかもしれないですね。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：多分この事件の弁論は文章式で提示されたように思うんですけども、他の事件ではメモ的な弁論が多いのですが、弁論の理解しやすさはどうですか。この事件の弁論は一覧的なメモはなかったような気がするんですが。

裁判員経験者 2：正直言うと、メモというかポイントポイントがあれば一番よかったかなと、我々としてはうれしいかなというのはあったんですけども。

司会者：冒頭陳述、論告・弁論について同じ質問なんですけれども、3番の方でどうですか、何かお気づきの点とか、御感想とかありますか。

裁判員経験者 3：検察側から出された冒頭陳述メモ、論告メモ、これらは時系列でフローチャートで非常に分かりやすかったので、他の話を聞くときには、み

んなそれを見ながら振り返り、時系列で確認したりという軸になったなという印象が濃くて、逆に、弁護士側は、メモ代わりの、例えば資料は全く別形式の文章だったんですけれども、書面としては一緒ですが、差が大きかったので結構検察官側の主張が分かりやすく事件全体もつかみやすく、判断する参考になったり、逆にその資料に各証言を書き込んで、いろんな部分に使われたなということですのでごくこんな分かりやすい資料があるんだなというふうに思って活用させていただきました。

司会者：4番の方はどうでしょうか。

裁判員経験者4：特にお聞きしたいと思うことがないほどまとまっていたと思います。

司会者：ここら辺で何か当事者の方から御質問ありますか。

長瀬裁判官：1点だけ御質問があるんですけれども、2番の方と4番の方にお伺いしたいんですが、私がいただいた資料を読みますと担当された事件は、事実はそれほど争いはなくて、量刑が争点だというふうに認識しているんですけれども、その量刑が争点だということは多分審理の最初の方で分かったと思うんですが、その量刑を考える上で、どういった事情、どういった証拠に着目して、これから審理に臨めばいいのかというのを審理の早い段階で分かったかどうかということをお伺いしたいんですけれども。順番としては、冒頭陳述、検察官が検察官の見立てを言い、弁護士が冒頭陳述での見立てを言い、裁判所が争点を確認し、休憩した後に先ほど申し上げた検察官が証拠書類を朗読するという順番だと思うんですけれども、その検察官が証拠書類を朗読する時点から、量刑を考える上でどういった事情を着目すればよいかということが分かったかどうかという点をお伺いしたいです。

裁判員経験者2：そうですね。初めの冒頭陳述の中で、どこを着目していったらいいのかというのは明確になっていたので正直分かりやすかったです。

裁判員経験者4：私は量刑とかいうことについては全然もう見当もつかないので、この話がどういうふうな判決になっていくかなと思っていました。

司会者：それは多分評議の場面の話だと思うんですけども、今質問があったのは、審理の初めにそれぞれこれから証拠で証明しようとしているところはどういうことかという冒頭陳述、要するに事件の中身についてそれぞれ主張を明らかにする手続があったと思うんですけども、それを踏まえてこれからどういうところを中心に調べていくのかということの理解、それはどうだったのかということですが。

裁判員経験者 4：調べていくというより、その人がした事件の事実がありますでしょう。だからもうそんなに深く考えなかったですね。もうこの人がこういうことをしてどうだったということで、特に質問とかもないし、疑問に思ったことも突っ込んで聞きたいとかというふうなことも特にはなかったです。

司会者：では、その検察官の冒頭陳述、それから弁護人の冒頭陳述を聞いて、これはこういう事件なんだなということは分かりましたか。

裁判員経験者 4：分かりました。

(評議について)

司会者：それでは後半になりますけれども、評議についてですが、その感想や意見を伺っていきたいと思います。

評議の進め方ですけども、まず、刑事裁判の基本的な考え方、ルールについての説明、評議の冒頭でも御説明させていただいたり、量刑評議に入る際にも量刑判断の基本的考え方の説明もさせていただいていると思うのですが、そのような説明はよくお分かりいただいたでしょうか。量刑を考える上で、基本的にこういう考え方をしますという説明をさせていただいたように思うんですけども、そこら辺の考え方というのは、ずっと頭に入ったものなんですか。

裁判員経験者 1：それは入ったんですけど。

司会者：犯情と一般的な情状との位置づけというようなことも御説明させていただいていると思うんですけど、そこら辺は特に何か難しかったとかということはありませんか。

裁判員経験者 1：さほどは思わなかったんですが、被告が高齢であるということで、もうずうっと若いときから収容されていてというような感じで、7カ月後に本事件が起こったということでしたので、そうせざるを得ない被告人の状況というのをすごく私自身は考えさせられました。被告人のいろんな状況、そして被害者の御主人のお気持ちを察したら、もっともっと踏み込んで取り入れてもらったらというような感じがしておりました。だから何回も何回も裁判員の人たちが、いろいろ審議する中で変わっていったというのもあります。だから、一回きりじゃなくて、何回も何回も意見を出し合いながら、まあ、最後までめていただいたということで、そういう慎重を期さなきゃいけないんだなということをよく理解できました。

司会者：それでは、評議の進行等について、量刑判断の基本的な考え方ということの説明とか含めて、評議の進行全般について結構なんですけど、2番の方御感想を。

裁判員経験者 2：量刑の判断というところで、執行猶予というのはこうですよという形で、ホワイトボードに記載した上での説明が、まず裁判長、裁判官から御説明があり、私が携わったこの事件に関しても、前例を何点か出していただきまして、この事件の場合はこうこうこうで、こういった量刑になりましたよと。パターンを三つぐらい出していただいて、その上で我々裁判員が意見を出して、結論を出したという形なんですけど。

前提というのは、私たちも事前で分からなかったというのが正直なところですし、裁判に携わって、いろんな意見が出たというのは非常にすごい貴重な考えであって。それも主張した上で出た意見だったと思うので、すごい刑に対して妥当な刑というのがどういう刑だということも御質問が、初めの方にあっただんで、その辺はすごい考えやすかったというのが正直ありました。

司会者：後ほど、参考資料として量刑データを示すということがありますけれども、その示し方や時期についても、御意見なり御感想があれば伺ってみたいと思います。

評議の進行等につきまして、どうだったかということで、御感想で結構なんですけど、3番の方いかがでしょう。

裁判員経験者3：もちろん少年の事件なので、もう御提示いただいたので、非常に分かりやすく進められたと感じました。

裁判員経験者4：私も話のまとめ方というんですか、みんなが一応意見を言って、それがだんだんまとまっていくというような印象がすごく強くて、さすが裁判長は話をうまくまとめていかれるなあというのが率直な感想でした。十人十色とかいいですけど、皆さん、やっぱり感じ方はいろいろやなということも経験しましたので、やっぱりこの裁判員の制度というんですか、そういうところにあるのかなと、ちょっと感じもしました。

司会者：量刑評議をしていて思うんですけれども、量刑判断というのは基本的にこういう考え方で、こう検討していくという御説明をさせていただいて、皆さん、犯情事実のうちどの点を重く見ていくかということを中心に、いろんな事情について活発に議論していただいて、その上で、その議論の結果を懲役何年という数値にあらわす段階になると、結構皆さん難しく感じておられるんじゃないかなという気がするんですね。そのときに、量刑データというものを参考資料としてお示しするんですけれども、その資料、データの示す時期も含めて、その使い方について、どんな印象をお持ちになりましたでしょうか。

裁判員経験者2：やっぱり、そういう事例というのがあれば、大体のベースというのは見えてくる。同じような事件で大体、まあ、軽い刑もあれば、重い刑もあると。重い刑であれば、なぜという御説明もあったりとか、理由としてもきっちり御説明があったんで、その中で、今、自分が携わっている事件に対して、どの辺りに位置づけられるか、分かったんで、その中でいろんな意見が出てきたというのが正直すごいなというのはありましたけど。

司会者：量刑データをお示しする際には、実際、同じ事件というのは一つもないので、その事例比較ではなくて、刑の分布というか、どの範囲でこうなっているのかということの、あくまでも参考にしてくださいというお話をさせていた

だいているんですけども。

裁判員経験者 1：最初に出されると大分そっちにとらわれ、ひっかかるわけですね。だから、私たちのところでは、裁判員がそれぞれ自分の経験を述べた中で、次の段階で示していただいて、それをもとにしながら、それぞれの考えと事例とをこう対比しながら、再度自分の考えを述べるというようなことでやったんですけど、それが一番よかったんじゃないかな。最後は裁判長が示されて、最終の裁判員の考えを述べたと。だから、そういうステップがすごくよかったと、私は思っています。

司会者：データを示すタイミングみたいなものも、考えつつしていますが、余り早い段階でということではなくて、皆さんで大分議論が進んできた段階でというところを基本にしております。それもケース・バイ・ケースですが。

量刑データを御覧になって、それまでの議論と量刑データを見たときに、何かお感じになったことってありますか。

裁判員経験者 3：そんなに大きな差は感じなかったですけど、私もデータを見ることで傾向も分かっていいのかなあと。ただ、前例にとらわれそうになるという危険もはらんでいるなとも感じたので、でも、見なかったらひとりよがりになってしまうなとも思ったので、その辺は、何か複雑な気持ちで見て。ただ、そんなにかげ離れてるなとかいう印象はなかったの。

司会者：量刑データというのは、ある程度、最終的な判断するときに参考にはなりましたか。

裁判員経験者 4：私はそういうこと全く見当もつかないという感じだったので、そういうのが必要だと思います。

司会者：長瀬裁判官は、この評議の点について、何か御質問とか聞いてみたいということありませんか。

長瀬裁判官：中身に触れますと守秘義務に触れてしまいますので、なかなか答えにくいところがあると思いますので、意見の言いやすさとか、あるいは他の裁判員との議論とか、そういった形で、どんな状況だったかなって、感想的なこ

とても結構ですが、教えていただきたいと思います。

裁判官と裁判員の方が議論するという場面は結構あるかなと思うんですが、例えば、あるテーマに関して、裁判員同士でこうとかということを経験したような場面があったら、そういう経験を聞かせていただきたいというふうに思っております、それに加えて、その発言のしやすさとかですね、あるいはしにくさといったものを感じられたかどうかという点の感想的なところをお聞かせいただければというふうに思います。

裁判員経験者 1：いろんな方がおられましたけれども、気軽にですね、たばこを吸う場所もありましたし、たばこを吸いながら話をしたこともありますし、気楽にですね、もう2日目からは、本当、前から知り合いだったような感じで、裁判員の人たちと、中身については余りしなかったんですが、いろんな自分のことを情報を交換し合ったというのはありません、他の人たちもかた苦しい雰囲気はありませんでした。裁判長がすごく雰囲気づくりを徹底的にやっていたので、緊張も、最初はありましたけども、和やかな中で、かつ真剣に臨めたと喜んでおりました。

裁判員経験者 2：初め、1日目とかは自分がどんな話をするかという緊張もあったんですけど、いざ裁判が始まって、控室から裁判の部屋に行く際も、2日目、3日目とかになると、昨日こうやったよね、ああやったよねって、行っている最中にも話とかも、裁判員同士が並んで行くので、隣の人としゃべったりとか、食事も皆、部屋でして、わいわいとプライベートな話とかもいろいろしたりしていたんですけど、その辺でやっぱり裁判長、また裁判官も含めて、いろんな話、裁判に携わらないことの話も振っていただいたりとかしていたので、その辺は皆さんすぐ仲よくなれたというのか、雰囲気よく議論とかも言いやすさもあったかなという感じはあります。

裁判員経験者 3：皆さんと時間を追うごとに話しやすくて、その時間以外の休憩時間とか、事件のことについて意見交換とか、気軽に、みんな、それぞれできたなあと思います。

裁判員経験者 4： 私たちも最後は名残惜しいほど仲よくなりました。裁判官がいないときに、裁判官の血液型の話もしました。最後は、自分に関係がなかったこういうことを裁判で経験して、それで、皆それに携わった人たちといい別れ方ができたなという感じで、あと嫌な思いとか、そういうのは何も残らず、よかったなという感じです。

司会者： 検察官，弁護人の方々に，何かお聞きになりたいことがありましたら，どうぞ。

原検察官： 各自御担当された事件の論告メモを御覧いただきたいんですが，よろしいですか。検察官の論告メモですが，先ほど量刑に関して話題が出たと思うんですが，検察官の私としては，なぜこの求刑にしたのかという理由をできる範囲で御説明したつもりです。例えば，これこれのこういう理由だから下限よりも少し上の求刑，これがふさわしいんだといった説明，ちょっと抽象的になってしまっている部分もあるんですが，こういった，なぜこの求刑にしたのかという理由がどのように，どの程度評議に際して参考になったのかどうか。それに関連して，論告でも量刑データに言及して理由を述べたほうが分かりやすいのか，どうなのか，この辺をちょっとお尋ねしたいんですが，いかがでしょうか。

裁判員経験者 1： 求刑については，私たちは，分かりませんので，こんなものなのだという受けとめなんですね。で，人を傷つけるということが単なる窃盗とは大分違うんだということをこれで思いました。

原検察官： 量刑データ，例えばこういう分布になっていて，同じような事件だと，その中でこの事件はここだよとか，そういったことを述べたほうが分かりやすいのか，それともそこまではいいという感じでしょうか。

裁判員経験者 1： ただ，ぼっとだけじゃ分かりませんので，私たち，この事件に出くわしたただけですので，他のことは分かりませんので，その方がありがたいかなと思います。

裁判員経験者 3： 私は，評議の中でそのデータを見せていただいたことの方がよ

かったので、この求刑の時点では余りそれは要らないかなというふうには感じて
います。

裁判員経験者 4：分かりやすい言葉でということをお願いしたいと思いました。

法律用語とかそういうのもあると思うんですけど、お聞きした場合、余り難し
い言葉ばかりでしたので、ちょっと頭に入りにくくて、かみ砕くとまではいか
なくても、なるべく理解しやすい言葉をお願いしたいと思います。

司会者：それは全般的なところですね。全般的にやっぱりもう少し分かりやすく
してほしいということですね。亀石先生はいかがですか。

亀石弁護士：では、弁護士からお聞きしたいんですけども、皆さん、すごく日
を追うごとに仲よくなって、別れがたいぐらいというふうにおっしゃったんで
すけど、逆に仲よくなり過ぎちゃって、あんまり意見を言えなくなるという
か、例えば、2番の方の事件は執行猶予がつきましたけど、執行猶予にするの
か実刑にするのかという、結構難しい判断だったんじゃないかなと思いますけ
ど、そういうところで、いや、執行猶予にすべきじゃないという人もいたかも
しれないんですけど、そういう意見の対立というのが、仲よくなることによっ
て、まあ、でもみんなで仲よく一つの結論にというふうになっちゃうんじゃな
いかなってちょっと思ったんですけど、その辺りは皆さんどうでしたでしょう
か。

司会者：どうですか、余り仲よくなり過ぎたというのは。

裁判員経験者 2：やっぱり年齢がやっぱり離れているというのもあったんだと思
うんですけども、まあ、女性の方も2名、3名ぐらいおられて、ほとんど男の
方ばかりだったんですけども、その中で、男性の見る視点と女性が見る視
点ってもちろん違うというのもあったんですけど、その中で仲よくというか、
言いやすい環境が一番私たちのグループではできてたかなというところ、年齢
層の違いというのもあったんですけど、年配の方は結構昔話で盛り上がって
いたりとかしてたんですけど、その辺でやっぱり、ああやったなあとか言いな
がら評議のほうはしてたんで、まあ、メンバーがよかったかなという、めぐり合

わせたというところがあったかなと思います。

裁判員経験者 3：私もそのときのメンバーに恵まれたように感じていまして、仲よくは確かになっていきましたけれど、みんなで意見，結論を出していくという，基本スタンスは，変わらなかったもので，仲よくなることによってなあなあで流されるとか，誰かに乗っかっていこうとか，そういう雰囲気ではちょっとなかったです。

裁判員経験者 4：私も同じような感じで，子供が何人いてるとか，今就職活動してるとか，そういう，やっぱり女性が5人だったんですね。だから，結構そういう話はしましたけど，事件のことになったら，もうさっと切りかえるというか，信用してください。そんな感じでした。

司会者：2番の方がおっしゃったように，仲よくなっていい雰囲気になると，むしろ物が言いやすくなって，それぞれ自分の考え，意見を遠慮なく出せるようになるのではないかとも思います。

(報道関係者による質疑応答)

司会者：報道関係者の方，質疑応答の時間を用意していますので，何か御質問がございましたら，どうぞ。

記者：皆さん，今日はお疲れさまです。

何点かお話を伺っていて，質問してみたいことがあるんですけども，まず，第1点が，最初に皆さんが全体的な感想を述べられていましたが，裁判について，よかったというふうにおっしゃっていましたが，何か審議とかで改善点，参加してみて，ここをもっと変えたほうがいいんじゃないかというところがあればぜひ教えてください。

裁判員経験者 1：もっと詰めたらもっと短期間でいけたんじゃないかなというところはあります。

裁判員経験者 2：私は余り改善点というところというのは，評議に当たっては特に何も思わなかったんですけど，ここに来る道中，団体で入ってくると，周りの目が，そうじゃないかなとかというのは，私は逆にちょっと気にしてしまっ

たというのがありました。出るときも、やっぱり、みんなお疲れさまって言っ
て、出る時間帯が一緒やったんで、その辺、御予定とかもあるかと思うんです
けども、先に何人かとかというのを、分けていただいてもよかったのかなとい
うのはあったんですけどね。

裁判員経験者 3：特になかったんですけど、今の意見を聞いて、確かにそれはち
よっと思ってたなあと思います。

司会者：やっぱり一緒にエレベーター降りて行ってというのは、気になります
か。

裁判員経験者 3：そうですね。やはり時間をちょっと、方向が一緒だと、結局、
一緒に歩くことになって、駅で先ほどの弁護士を見たとか、次の日、そういう
情報があったり、証人の人を見たとかあったときに、ちょっと。人の目も気にな
りました。また、事件の起こった場所を個人的にも避けていました。そのと
きに関係者とか、傍聴しにきてる方が、出くわすと、まあ、私の顔なんて覚え
ていないかもしれないですが、何か印象に残って覚えていたら、何か嫌だなと
思いました。もう今は特に、その瞬間だけですけど。

裁判員経験者 4：今特に思いつかないです。私は全然気にならずに来てましたけ
ど。

記者：評議に参加した内容とかを人に話せないというのは、一生その制約が続く
ことに関しては、特に何か思うこととか意見とかありますか。

裁判員経験者 1：こんなふうだったよということで、連れ合いには話をしまし
た。

裁判員経験者 2：守秘義務に関しては、私は結構どんな事件やったんやとかとい
うのを周りから聞かれるんちゃうかなと思ったんですけど、それは全然聞かれ
なくて、逆に寂しい思いやったんです。これは報道等でもきっちりと世間一般
的に裁判員は誰でも選ばれるということがあって、守秘義務があるということ
もきっちりと、報道等とかで認識はあるからこそ聞かれなかったのかなあとい
うところで、ただ、やっぱり裁判員としてどうやったとか、面倒くさかったか

どうかとかというのを、やっぱり自分になったときどうしたらいいかというのはやっぱり知っときたいという方は結構、上司であったりとか、友達であったりとかというのはありました。

裁判員経験者 3：余り根掘り葉掘り聞く人はいないので、特に、だからしゃべられないから、守秘義務があるからストレスを感じるということ、私は特にはないです。事件の内容にもよるのかもしれませんが。

裁判員経験者 4：主人には、言うたらあかん、言うたらあかんって主人が言いました。本当に簡単にですけど。包丁を出したということで大げさになったというような感じの思いがあったんで、そういう思いをちょっと娘に言ったんです。

(閉会のあいさつ)

司会者：時間もそろそろ参りましたけれども、他に何か御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、本日の意見交換会を終了させていただきますが、もし経験者の方の中で、これから裁判員になられる方に何かメッセージとかアドバイス、これは言っておきたいというようなことがありましたら、お伺いしたいと思います。どうでしょうか。

裁判員経験者 1：難しいことないんだよと、参加して、いろいろ勉強になることの方がはるかに多いから、大いに参加するように呼びかけたいと思います。

裁判員経験者 2：当たりはずれが抽選なのであると思うんですけど、当たったら当たったで、面倒くさいなと思わないで、もう本当にいい経験ができる場だと思うので、またニュース報道とかの見方とかも変わってくるので、その辺では自分自身が変われるんじゃないのかなというのがあるので、どんどん、喜んで受けたらいいかなというのがあります。

裁判員経験者 3：非常に勉強になりますし、いろんな糧にもなると思うので、積極的にというか、普通に、当たれば、参加していったらいいと思います。

裁判員経験者 4：私はやっぱり人の人生にかかわることなので、なるべくでした

ら避けたいと思いました。これからなられる方には頑張ってくださいということですね。

司会者：経験者の皆様方にはさまざまな御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。皆様から伺いました御意見，御感想は大変参考になりました。今後の裁判員裁判をよりよいものにするために，活かしていきたいと思えます。また，御協力いただきました検察官，弁護士の皆さんにもお礼申し上げます。

それでは，これをもちまして，本日の意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上